

呉市立音戸小学校生徒指導規程

令和7年度

校番（27）音戸中学校区音戸小学校

生徒指導は、児童がお互いの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成していくために、以下のような規程を定め、指導を行う。

第一章 総則

第1条 目的

この規定は、本校の教育活動を充実させる観点から必要な事項を定めるものである。

第二章 学校生活に関すること

第2条 登下校および下校

- 1 登下校は、決められた通学路を安全に歩行し、交通事故防止につとめる。
- 2 始業時刻は、8時15分。
- 3 登校は、7:40～8:10の間に学校に着くよう、考えて登校する。
- 4 下校時は、なるべく誘い合わせて複数で帰るようにする。
- 5 欠席・遅刻の場合、必ず学校に8時10分までに保護者が電話かテトルで連絡をする。
- 6 遅刻の場合、保護者が児童を連れて職員室に来る。
- 7 病気・けが等の理由で早退する場合、保護者が保健室又は職員室に迎えに来る。保護者との連絡が取れない場合は、学校で待機させる。
- 8 家庭の事情で早退する場合は、必ず保護者からの連絡（連絡帳・テトル・電話等）が必要。児童を確実に保護者に引き渡せるように、児童は職員室で待機させる。

第3条 服装及び上履き等

- 1 運動靴（活動しやすいもの）。ハイカット靴、厚底靴は履かない。
- 2 シューズや靴を折ってはかない。
- 3 フード付きの服を着るときは、フードをかぶらない。
- 4 授業中、シューズを脱がない。
- 5 体育は、1年中、体操服（赤白帽子・体操シャツ・ハーフパンツ）になる。
ただし、冬期（11月～3月）については、必要に応じて上下のジャージ（華美でないもの）を着用してもよい。怪我の防止のため、フードが付いているものの着用は認めない。体育で使用する上下のジャージは持参し、学校で着替える。
- 6 体操服はハーフパンツの中に入れる。体操服から下着が出ないようにする。
- 7 体育の時の靴下は運動が行いやすいものをはく。（タイツ・ニーハイソックスははかない。）
- 8 体操服で登下校をしない。学校で着替えをする。（運動会は例外とする。）
- 9 赤白帽子をかぶる時は、あごにひもをかける。
- 10 冬期は、登下校のみマフラーや手袋、ネックウォーマーは可とする。ただし、校内では外す。耳当ては、安全上禁止。教室では、防寒服を脱いで学習する。（体の調子の悪い時や事情のある場合は、上記の限りではない。）
- 11 体の調子が悪い時や事情のある場合は、カイロを持ってもよい（貼るタイプも可）。ただし、貼るタイプ以外のものは、名前を書いて、ポケットから出さない。
- 12 つめはきちんと切り、清潔にする。

第4条 頭髪

- 1 後ろ髪が肩に掛かるときは髪の毛を耳の下に結ぶ。ゴム・ピンどめ（黒や紺・こげ茶）とする。シュシュや髪飾りは禁止。前髪は目にかからないようにし、前髪をとめるピンは、体育の時間に危険のないようなものにする。

第5条 所持品

- 1 ランドセルで登校する。(遠足・修学旅行・運動会などはこの限りではない。)ランドセルには、防犯ブザーやお守り以外のものはつけない。お守りやパスピーは、見えないところにしまう。
- 2 学校では、名札を着ける。
- 3 学用品、持ち物全てに名前を書き、大切に使う。
- 4 学習に必要な物を持ってこない。
- 5 携帯電話の持ち込みは、原則として禁止する。
- 6 筆箱には、削った鉛筆5本程度(かざりが付いていないもの)、消しゴム(キャラクターの形をしていない、消しやすいもの)1個、ものさし、赤青鉛筆(5・6年生は、赤青ボールペンでもよい。ただし、3色ボールペン等、他色の色がある物は認めない。)名前ペンを入れる。小学校では、シャープペンシルは使わない。学年に応じて必要なものがあれば、担任から連絡する。持ち物の詳細は「学校の持ち物」(別紙)に従い、準備をする。

第6条 タブレット端末使用

- 1 学校で指定した学習活動に関係すること以外でのタブレット端末の使用はしない。また、学習に関係のないインターネットサイトの閲覧や利用、SNSの書き込みや配信はしない。
- 2 タブレット端末及びケースの故障・破損・紛失があった場合、速やかに学校に知らせる。家庭で判断して修理に出したり、廃棄したりしない。
- 3 タブレット端末の貸し借りはしない。
- 4 個人情報(ID、パスワード、自分や家族や友人などが半別できる写真、動画、成績、住所など)を他の人に教えたり、見せたり、インターネット上に登録したり、情報発信したり、聞き出したりしない。
- 5 他の人のデータや提出したものを許可なく変更したり、削除したりしない。
- 6 取り扱いの詳細は「タブレット端末活用のルール」(別紙)に従い、安全に利用する。

第7条 給食

- 1 給食当番は、エプロン、帽子、マスクをして準備をする。
- 2 給食当番のマスクの保管は、給食袋の中とし、忘れないようにする。
- 3 給食当番以外の児童はマスクをして読書をしながら待つ。
- 4 エプロン、帽子は、週末に家に持ち帰り、洗濯・アイロンがけをして学校へ持ってくる。
- 5 給食前の手洗い、給食後の歯みがきをする。

第8条 校内生活

- 1 廊下・階段は右側を静かに歩き、落ち着いて行動する。
- 2 特別教室に入る時は、先生の許可を得る。
- 3 他教室へはあいさつをし、用件を伝えて入室する。
- 4 忘れ物は、取りに帰らせることはしない。また、児童の電話使用は、原則として認めない。緊急を要するものについては、担任が連絡する。
- 5 時間に遅れないようにする。(5分前のチャイムで移動。)
- 6 静かに掃除をする。(黙って掃除)
- 7 ごみは、指定ゴミ袋がいっぱいになったら収集場所へ出す。
- 8 進んで気持ちのよい挨拶をする。
- 9 職員室、他学年の教室に入る場合は、「失礼します。」「失礼しました。」とあいさつをし、学年、クラス、名前、用件をはっきりと言う。
- 10 学校の用具、施設は大切に使う。破損、紛失した場合は、必ず連絡する。場合によっては、弁償する。
- 11 「性的マイノリティ」への柔軟な対応については、学校と保護者や関係機関が連携し、児童がよい学校生活を送ることができるような環境整備や、対応や支援の在り方を考える。

第三章 校外での生活に関すること

第9条 校区外

- 1 住んでいる地域以外に出る場合は、原則として保護者同伴とする。
- 2 特別な事情のある場合は、保護者が責任をもって許可する。

第10条 校外生活

- 1 自転車は、家の人の許可をもらって乗る。(安全を守るため、ヘルメットをかぶる。)
- 2 自転車は、国道・県道では乗らない。
- 3 1・2年生は道路では乗らない。(家の周りのみ)
- 4 校庭への自転車の乗り入れは禁止。
- 5 自転車に乗って他の地域に出ない。 交通ルールを守り、正しく乗る。
- 6 自転車は点検をし、悪いところは修理してから乗る。
- 7 夜間の自転車での外出はしない。
- 8 私有地(駐車場や人の家の庭、空き地など)には入らない。

第11条 遊び

- 1 釣りに行く場合は必ず大人の人といっしょに行く。
- 2 火遊びは絶対にしない。(花火は、大人といっしょにする。)
- 3 ローラースケートやキックボード等は、道路上では絶対にしない。
- 4 エアーガン・レーザーポインターなどの危ない道具は、使用しない。
- 5 ゲームやテレビの時間は、長時間にならないように、家の人と相談して決める。
- 6 危険な場所には、絶対に立ち入らない。(海・川・池・崖・テトラポット・資材置き場・廃屋等)
- 7 大人が留守の家では遊ばない。

第12条 放課後・休日

- 1 早い下校の時は、午後3時までは遊びに出ないで宿題等をする。
- 2 自分で出したごみは持ち帰る。(おやつは家で食べる。学校や屋外で食べない。)
- 3 学校用具、施設が破損した場合は、必ず連絡する。
- 4 夕方5時までに家に帰る。
- 5 知らない人の誘いには、絶対に乗らない。
- 6 友達同士の金銭の貸し借りはしない。(おごったり、おごられたりもしない。)
- 7 無駄遣いをしない。また、用もないのに子どもだけでスーパーやコンビニエンスストア等に入出入りしない。
- 8 児童だけの夜間外出はしない。

第四章 特別な指導に関すること

第13条 問題行動への特別な指導(第13条 4 問題行動対応一覧表 参照)

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

- 1 法令法規に違反する行為
- 2 いじめ、授業妨害、試験の不正行為、指導無視、指導への反抗、暴言、暴力、その他の本校の決まりに従わない行為
- 3 その他、学校長が教育上その指導を必要とすると判断した行為

第14条 特別な指導の内容

児童の自己指導能力を育成するという観点から、状況に応じて、問題行動対応一覧のとおり、事実確認、説諭、反省文指導、別室指導、保護者面談等の反省指導を段階的に行う。法令法規に違反する行為については警察と連携する。その他、必要に応じて、教育委員会、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

- 1 別室指導は、別室で自分の行動を振り返り、今後はどのような行動をとることが自他のためになるのかを自書しながら考えさせ、よりよい行動への変容を目的として行う。
- 2 別室指導では、次の内容を振り返る。
 - (1) どのような行為がいけないのか。
 - (2) なぜそのような行為をしたのか。
 - (3) その行為の結果どうなったのか。(誰に迷惑をかけたのか。)
 - (4) 今後、自分はどのように行動するのか。
- 3 別室指導の期間は、基本的に当日からとする。また、再三の指導に関わらず問題行動が続く場合、期間の延長、別室指導、出席停止などの指導に移行する。

4 問題行動対応一覧表

項 目 (きまり)	指 導 内 容
継続した遅刻・欠席	● 連絡のない遅刻が2回以上の場合 ① 保護者に知らせて、改善を促す。(担任) ② 継続する場合、保護者に来校してもらい話し合う。 ③ 事後経過の確認をする。
ルールやマナー違反、生徒指導規定、学校のきまりに対する違反 ・服装 ・登下校のルール ・公衆道徳に違反する行為 など	① 事実確認 (5W1H) を行う。 ② 自分の行為を振り返り、反省させるため、別室等で個別指導を行う。その際、自分の言葉で言わせ必要に応じて反省文を書かせる。 ③ 集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務について説明する。 ④ 家庭と連携を行い、指導内容と家庭での指導・協力をお願いする。 ⑤ 再発防止のため、学級指導を行う。 ⑥ 必要に応じて、全校指導を行う。
暴力行為 ・生徒間暴力 ・対教師暴力 ・器物損壊 など * 特別な指導	① 加害児童を落ち着かせる。 ② 事実確認 (5W1H) を行う。 ③ 落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童の安全を確保するために別室などで個別指導を行う。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ⑤ 被害児童に心から謝罪させる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで (反省文に書けるまで) 指導を行う。 ⑥ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ⑦ 事後経過の確認をする。
授業妨害 ・授業妨害 ・授業放棄 ・指導無視 ・暴言 など * 特別な指導	① 落ち着いた環境の中で加害児童に自分の行為を振り返らせる。 ② 落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童の学習環境を確保するために別室などで個別指導を行う。 ③ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで (反省文に書けるまで) 指導を行う。 ④ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ⑤ 事後経過の確認をする。
いじめ ・いじめと認知される行為 * 特別な指導	① 事実確認 (5W1H) を行う。 ● 加害児童に対して ② 自分の行為を振り返らせるために、別室で個別指導を行う。 ③ 被害児童の立場に立って毅然とした態度で対応する。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ⑤ 被害児童に心から謝罪させる。 ※ 自分の言葉で何がいけなかったのかを言い、事実確認した内容が言えるまで (反省文に書けるまで) 指導を行う。 ⑥ 保護者と連携を行う。 ⑦ 指導後の人間関係に注意を払い、経過を観察する。 ● 被害児童に対して ① 家庭訪問や電話連絡等を行い、児童・保護者の思いを聞く。 ② まわりの児童との人間関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重にする。 ③ 継続的な教育相談やフォロー体制を整える。
盗難・紛失 * 特別な指導	● 加害児童が特定できた場合 ① 事実確認 (5W1H) を行う。

	② 自分の行為を振り返らせるために、別室で個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 事後経過の確認をする。 ● 加害児童が特定できない場合 ① 被害児童の心情を十分考慮しながら紛失物を捜す。 ② 家庭に連絡して謝罪する。弁償できないことを理解してもらう。 ① 学級指導を行う。(被害児童の気持ちを考え再発防止に努める) ② 必要に応じて全校朝会で指導する。
万引き・窃盗 ＊ 特別な指導	● 外部(店や警察)からの連絡によって分かった場合 ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 被害者(お店等)へ保護者と児童で謝罪しに行ってもらおう。 ⑤ 事後経過の確認をする。 ● 児童や保護者からの情報があつた場合 ① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 情報提供者の不利益にならないように配慮する。 ③ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と話し合う。 ③ 被害者(お店等)へ保護者と児童で謝罪しに行ってもらおう。 ④ 事後経過の確認をする。
不法侵入 ＊ 特別な指導	① 事実確認(5W1H)を行う。 ② けがなどの安全確認を行う。 ③ 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ④ 自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。 ⑤ 弁償については、管理職と検討して保護者に知らせる。 ⑥ 保護者に来校してもらい連携を行う。
喫煙・飲酒等 ＊ 特別な指導	① 事実確認(5W1H)を行う。 ② 加害児童に自分の行為を振り返らせるために、個別指導を行う。 ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。 ④ 事後経過の確認をする。
落書き ＊ 特別な指導	● 加害児童が特定できたもの ① 事実確認をした後、自分の行為を振り返り、反省させる。その際、自分の言葉で言わせ必要に応じて反省文を書かせる。 ② 保護者に連絡をし、一緒に落書きを消す。 ● 加害児童が特定できなかったもの ① 事実確認をする。 ② 落書きを消す。 ③ 学級指導を行う。(再発防止) ④ 必要に応じて全校指導を行う。
持ち物 (学習に必要な物やお金、許可していない携帯電話は持ってこない。)	① なぜ不要なものを持ってきたか、別室で理由を把握する。 ② 学校に必要なものやお金や携帯電話は預かる。(担任) ③ 集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務について説明する。 ④ 保護者に来校してもらい、直接保護者に返す。携帯電話に関しては、その際携帯電話・スマホの取り扱いの話をする。

＊ 特別な指導について

場所：別室(校長室、保健室等)で行う。

内容：① 説諭、反省文 ② 課題学習(基礎学習)

期間：1時間から半日(但し、問題の程度や繰り返し等により指導期間を延長する。)

※ 原則校長・教頭が対応する。

＊その他

暴力行為に関しては、警察等関係機関との連携を行う。